

道路法承認工事審査要領

平成 28 年 4 月 滋賀県土木交通部道路課

目的

道路法第 24 条では「道路管理者以外のものは道路管理者の承認を受けて道路に関する工事または道路の維持を行うことが出来る」旨を規定している。

道路に関する工事または維持（以下承認工事という）は道路管理の基本的な行為であり、その権限は道路管理者に属するのが原則であるが、道路管理者以外の者であっても、自らの必要に基づいて道路に関する工事を行う必要があるときは、道路管理者の承認を受けてこれを行うことが出来ることとされている。

本要領は道路法第 24 条に基づく承認の申請があった場合に、その申請について公共交通の発展と公共の福祉に妨げとならないか、あるいは道路施設として帰属を受けるに支障ないかを道路管理者（以下土木事務所長という）が審査すべき事項等を定める。

（適用範囲）

第1条 以下については道路法 24 条に基づく承認申請に含まれず、本要領の適用を受けない。

- (1) 国土交通大臣が行う道路に関する工事（法第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項、第 3 項）一直轄工事
- (2) 協議により他の道路の管理者又は他の工作物の管理者が行う道路に関する工事又は維持（法第 1 9 条、第 1 9 条の 2、第 2 0 条）
- (3) 土木事務所長の命令により他の工作物の管理者又は工事原因者が行う道路に関する工事又は維持（法第 2 1 条、第 2 2 条）
- (4) 国土交通大臣が行う一般国道の修繕（修繕法第 2 条第 1 項）
- (5) 有料道路の管理（特別措置法第 2 条の 2、3 条、4 条、7 条の 2、7 条の 5）
- (6) 軌道経営者の行う道路に関する工事または維持（軌道法第 6 条、第 1 2 条第 1 項）
- (7) 道路法施行令第 3 条で定める軽易な道路の維持

(8) 法第 3 2 条の許可を得て占有者が行う占有に関する工事または維持

第2条 以下については道路法第 2 4 条に基づく承認申請の対象となり、本要領を適用する。

- (1) 県以外の者が行う都市計画事業又は土地区画整理事業により行う工事又は維持
- (2) 都市整備特別措置法により市町が行う道路に関する工事又は維持

（施設の帰属）

第3条 申請により設置された施設は、道路施設として道路管理者に帰属する。

第4条 申請により設置される施設のための用地が道路敷地以外の土地である場合は、その土地は道路用地として道路管理者に帰属する。申請者は自らの負担において、その土地の所有権移転登記しなければならない。

第5条 第 4 条により所有権移転を求める場合、土木事務所長は承認の際に所有権移転登記を終えていることを確認しなければならない。ただしやむを得ない場合はこの確認を完了検査までとすることが出来る。

（承認申請の審査、承認）

第6条 土木事務所長は承認工事の申請があった場合、本要領により審査しなければならない。

第7条 土木事務所長は審査の結果により申請を不許可とする場合は、申請者にその理由を書面で説明しなければならない。

第8条 土木事務所長は申請を承認する場合は、必要な条件を付して申請者に道路工事等承認書を交付しなければならない。

（承認工事の施工）

第9条 土木事務所長は申請を承認した場合、以下の条文により申請者に適切に承認工事を施行させなければならない。

第10条 承認工事は申請書ならびに承認書(付帯条件を含む)に基づくほか、「滋賀県一般土木工事等共通仕様書」、「滋賀県一般土木工事等共通仕様書付則」ならびに、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、ほか各種法令基準(以下共通仕様書等という)によらなければならない。

第11条 承認工事は「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」ならびに「道路工事保安施設設置基準(案)」により保安施設等を適切に配置し、交通の安全確保に万全を期さなければならない。

第12条 承認工事施行の際に現道の交通制限上の理由により迂回路を設置しなければならない場合は、申請者に迂回路を確保させなければならない。

第13条 施工に前もって着工届を提出させ、事故発生時の連絡機関および応急処置系統図(以下「応急系統図」という。)を添付させなければならない。

第14条 施工に前もって公安委員会の道路交通法第77条に基づく「道路の使用許可」を受け、またその際に付された許可条件を遵守して施工するよう指導しなければならない。

第15条 万一事故が発生したときは、申請者に応急系統図に基づき、直ちに所轄警察署長、土木事務所長、その他関係機関に連絡するとともに、事故現場における交通の安全確保に努めるよう指導しなければならない。

第16条 施工に前もって、影響を来す可能性のある占用物の管理者等と協議調整を行い、必要に応じてそれらの物件の保身に努めるよう申請者に指導しなければならない。

第17条 申請者へは、承認工事の施工中は特に土木事務所長との連絡を密にし、また検査に必要な材料、器具および労力は遅滞なく準備し、検査に合格しない材料の取替、混合物の不良、仕上がり厚さの不足等による打替えその他の処置については、遅滞なく土木事務所長の指示に従えるよう指導しなければならない。

(完了検査および引継)

第18条 申請者より完了届が提出されて2週間以内に、承認工事が申請のとおり適切に施工されているかの完了検査を行わなければならない。

第19条 土木事務所長は使用材料と施工が適切であったことを写真等により確認しなければならない。また品質等を確認する必要があるときはこれの提出を求め、確認しなければならない。

第20条 第18条による検査の結果、承認工事の完成が確認された場合には、工事完了および引継書を交付する。

第21条 第18条による検査の結果、指摘すべき事項がある場合は、土木事務所長は手直しを命令し、申請者は速やかに手直しを行った後に完了届を提出させ、第18条の完了検査を再度行わなければならない。

(利害関係)

第22条 承認工事に起因して他の申請者または第三者に損害を与えたときは、申請者の責任においてすべて解決するものとする。

第23条 承認工事により利害を発生する者がある場合で、土木事務所長が指示する場合は、その利害関係者の同意書をもとめなければならない。

(瑕疵の担保、疑義の処理)

第24条 完了検査により施設の引き継ぎが終わった後であっても、承認工事の瑕疵による道路施設が損傷した場合は、申請者は引継後2年間は土木事務所長の指示に従い、申請者の負担においてただちに補修するものとする。また、故意もしくは重大な瑕疵によるものは、引継後10年間は、土木事務所長と申請者の協議により、申請者の負担において補修するものとする。

(境界の確定)

第25条 承認工事で道路区域と民地の境界部を改変する場合は、官民境界を確定しなければならない。その際に要する費用は申請者の負担とする。

第26条 承認工事完了後は速やかに境界確定した位置に境界杭を設置させ、報告を求めなければならない。

第1章 承認工事の技術基準

(使用材料と施工)

第27条 承認工事に使用する材料は道路構造に適したもので、共通仕様書等に基づくものとする。

第28条 承認工事の施工は共通仕様書等に基づくものとする。

(掘削、復旧)

第29条 承認工事により道路を掘削、復旧する場合は、「道路の掘削ならびに復旧要領」を準用する。

(道路法面の埋め立て、切り取り)

第30条 道路法面を埋め立て、切り取りする場合は、道路構造に支障とならないようにしなければならない。

第31条 道路法面を埋め立て、切り取りする場合は、別に定める承認工事審査基準によらなければならない。

第32条 道路法面の埋め立て、切り取りにより路面排水に支障を来すこととなる場合は、第31条の定めるところにより申請者の負担で道路側溝を整備しなければならない。

(道路側溝の整備)

第33条 承認工事の施工により道路の路面排水に支障を来す場合は、申請者の負担により側溝を整備しなければならない。

第34条 道路に側溝を整備する余地のない場合は、申請者は申請者の負担により側溝整備に必要となる用地を確保し、その用地を道路管理者に寄付登記しなければならない。

第35条 道路側溝を整備する場合は、別に定める承認工事審査基準によらなければならない。

(進入路の設置)

第36条 進入路を設置する位置は円滑で安全な交通を確保するため、次の場所以外とする。

- (1) 横断歩道部および交差点の隅切り部から5m以内の部分。なお、交差点に停止線が設置されている場合は、その停止線から5m以内の部分。
- (2) 地下歩道出入口および歩道橋の昇降口から5m以内の部分。
- (3) バス停車帯およびバス駐車場の標柱または標示板から10m以内の部分。

(4) トンネルの抗口から50m以内の部分。

(5) 民地側に自動車を保管する余地がないもの。

(6) 交通信号機、街灯等の移設が必要で、それらの施設管理者の同意が得られないもの。

(7) 歩道あるいは自転車歩行車道が設置されている道路で、その縦横断勾配等の安全が確保できない場所。

(8) 進入路の設置により道路交通に渋滞が生じるおそれがある場所。

(9) その他、道路管理上あるいは交通管理上の支障があると認められる場所。

第37条 進入路の構造は、通行者の安全と道路構造の保全を図るため、別に定める承認工事審査基準による。

第38条 1画地に設置できる進入路は原則として1箇所とする。ただし、進入路を2箇所以上設置する方が安全を確保できると判断される場合は、2箇所以上設置することも出来る。なお、1画地とは一体的に利用する土地を指し、開発申請や筆数に関わらない。

第39条 進入路以外から車両が出入りできない構造としなければならない。

(道路の取り付け)

第40条 県が管理する道路に道路を取り付ける場合は、道路構造令等の定めるところによる。なお、ここで言う道路とは道路法による道路、あるいは行政機関で管理される農道等であり、いわゆる敷地内道路や私道は第40条以降の進入路として定めるところによる。

第41条 他の道路管理者が道路を取り付ける場合は、道路法第24条に準じての協議とし、本要領を準用する。

第42条 交差点の構造については、申請者において道路管理者との協議と同時に公安委員会とも協議し、調整を図らなければならない。

第43条 開発行為等により取り付ける道路が他の道路管理者に帰属する場合は、道路管理予定者が協議を行うものとする。あるいは、道路管理予定者の同意書を添付の上で、開発事業者が承認を申請することが出来る。

(承認工事施工のための通行制限)

- 第44条 承認工事を施工するために通行を制限しなければならない場合、その施工計画を確認しなければならない。
- 第45条 承認工事を施工するために迂回路を設けなければならない場合、その施工計画を確認しなければならない。
- 第46条 土木事務所長は承認工事施工のための通行制限について、必要に応じて公安委員会と協議し、また通行制限について関係機関へ通知しなければならない。
- 第47条 土木事務所長は承認工事施工のために迂回路を設けなければならない場合は、その迂回路が道路区域外に設置される場合であっても、その構造等について十分審査しなければならない。また、迂回路の設置が長期に及ぶ場合は、道路区域変更等の手続きを取らなければならない。

(排水の接続)

- 第48条 道路区域外からの雨水を道路側溝に排水させることは、道路側溝がそれを前提として設計されていない限り、これを認めない。ただし、道路側溝とその排水先の流量計算により安全確保が確認でき、関係者の同意が得られれば、接続を認めることができる。
- 第49条 上記の場合でやむを得ず雨水排水を道路側溝への接続を認める場合であっても、敷地を舗装しない、あるいは浸透枡を設置するなどにより、その流出量の低減させるよう努力を求めるところとする。
- 第50条 戸別合併浄化槽からの処理水については、排水量が軽微であり、合併浄化槽整備推進の趣旨を鑑みて、この接続を許可することが出来る。

道路工事施工（変更）承認申請書

〇〇土木事務所長様

(申請者名)

〒

住 所

氏 名

担当者

電話番号

道路法第24条の規定により、「道路工事承認審査基準」に定められた事項を遵守し、道路工事施工（変更）承認を申請します。

工事施工目的			
工事施工場所	路線名		歩道・車道・その他
	場 所		
工 事 概 要	工事種別		施工数量
工事の期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	日間
施 工 方 法	直 営 ・ 請 負	請負の場合の施工業者 住 所 業者名 担当者 連絡先	
添 付 書 類	位置図、平面図、計画図、構造図、縦断図、横断図、官民境界確定書 関連法令の許認可書類、現況写真、その他（ ）		
備 考			

道路工事施行（変更）承認申請書記載要領

1. 申請者が法人である場合には、「住所、氏名」の欄に法人登記の住所、法人名および代表者名を、「担当者」の欄に承認工事担当者の所属、氏名を記載すること。
2. 「工事概要」の欄には、「工事種別」として、法面埋め立て、進入路設置等の種別を、また「施工数量」の欄には延長、面積等の施工規模を記入すること。
3. 「場所」の欄には近傍民地の地番まで記入すること。施工場所が2以上の地番に渡る場合には起点と終点を記入すること。「歩道・車道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
4. 「工事の期間」の欄には、工事着工から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合はその復旧までの期間を含めて記載すること。
5. 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合はその旨記載すること。また、その時には工事着工までに施工業者を報告すること。
6. 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）内に記載すること。
7. 位置図は 1/50,000 程度、平面図は 1/500 程度の縮尺とする。
8. 平面図には道路区域を朱書きで明示すること。
9. その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。
例）概算工事費、道路の現況、道路区域変更の有無、等

道路工事着工届

〇〇土木事務所長様

(申請者名)

〒

住 所

氏 名

担当者

電話番号

道路法第24条により承認を受けた道路工事について、下記により着工することとしたので届け出ます。

記

- 承 認 日 平成 年 月 日
- 承 認 番 号 滋賀県指令〇〇 第 号
- 工事の予定期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで 日間
- 工事施行業者名 直 営 請負の場合の施工業者
・ 住 所
請 負 業者名
担当者 連絡先
- 添 付 書 類 道路交通法第77条による道路使用許可書の写し

道路工事完了届および引継依頼書

〇〇土木事務所長様

(申請者名)

〒

住 所

氏 名

担当者

電話番号

道路法第24条により承認を受けた道路工事について、下記により完了したので届け出ます。なお、完了検査で完成が認められた際には、この施設を道路施設として引き継がれるよう依頼します。

記

1. 承認日 平成 年 月 日

2. 承認番号 滋賀県指令〇〇 第 号

3. 工事完了日 平成 年 月 日

4. 添付書類 1) 工事管理資料 (滋賀県一般土木工事等共通仕様書等によること)
2) 工事完成写真 (全景、境界杭のわかるもの)
3) 使用材料の資料 (材料の規格等)

道路工事完了検査および引継書

(申請者名)

住 所
氏 名

様

〇〇土木事務所長

平成 年 月 日付けで完了届および引継依頼のあった下記承認工事については、検査の結果完成を認め、道路構造物として引き継ぎましたので本書を交付する。

記

1. 路 線 名
2. 工 事 施 工 場 所
3. 工 作 物 の 種 類 ・ 数 量

4. 承 認 日 平成 年 月 日

5. 承 認 番 号 滋賀県指令〇〇 第 号

6. 検 査 日 平成 年 月 日

7. 瑕 疵 担 保 責 任 申請者はこの施設に瑕疵がある場合、引継の日から2年以内については申請者の責任において施設を補修し、あるいは第三者に与えた損害を賠償しなければならない。ただし、その瑕疵が故意あるいは重大な過失により生じた場合には、その期間を10年とする。

様式第5号

滋賀県指令 第 号

住 所

氏 名

平成 年 月 日付けで申請のあった道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路に関する工事の施工については、下記のとおり承認する。

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に滋賀県知事に審査請求をすることができる。（なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、本証を受け取った日または決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日または決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなる。）

平成 年 月 日

滋賀県〇〇土木事務所長

記

1. 路 線 名
2. 工 事 施 工 場 所
3. 工 事 施 工 の 内 容
4. 条 件 等 別紙のとおり

道路工事手直し命令書

(申請者名)

住 所

氏 名

様

〇〇土木事務所長

平成 年 月 日付けで完了届および引継依頼のあった下記承認工事については、検査の結果完成とは認められないので、次のとおり手直しのうえ、改めて完了届および引継依頼書を提出するよう命じる。

記

1. 路 線 名

2. 工 事 施 工 場 所

3. 工作物の種類・数量

4. 承 認 日 平成 年 月 日

5. 承 認 番 号 滋賀県指令〇〇 第 号

6. 検 査 日 平成 年 月 日

7. 手 直 し 事 項

※上記手直しは、平成 年 月 日までに完了すること。

様式第7号

滋賀県指令 第 号

住 所

氏 名

平成 年 月 日付けで申請のあった道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路に関する工事の施工については、次の理由により承認しない。

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に滋賀県知事に審査請求をすることができる。（なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、本証を受け取った日または決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日または決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなる。）

平成 年 月 日

滋賀県〇〇土木事務所長

記

1. 路 線 名
2. 工 事 施 工 場 所
3. 工 事 施 工 の 内 容
4. 承 認 し な い 理 由

--